令和７年度愛媛地方最低賃金審議会
第２回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和７年 10 月８日（水）午後２時 56 分～午後４時 40 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席　３名	定数　３名
	労働者代表委員	出席　３名	定数　３名
	使用者代表委員	出席　３名	定数　３名
主要議題	１　資料説明 ２　金額審議 ３　その他		

議事要旨

本会議は≪公開・非公開≫

１　資料説明

金額審議に関する資料について、事務局から説明を行った。

２　金額審議

（１）労働者側の主張（１回目）

○　電機産業は世界的な競争が激化する中で、日本の産業を支える大切な産業であり、それを支える労働者が安心して働き続ける環境が整ってこそ、技術は磨かれ、企業は発展し、地域も豊かになる。しかし、現実には人材の確保や若い世代の育成が困難になりつつあり、ここで手を打たなければ人も技術も外に流出するおそれがあるため、最低賃金の引き上げは労働者の生活の底支え、地域経済の発展、産業全体を守るために必要と考える。

○　愛媛県の電機産業の特定最低賃金は、船舶製造業、パルプ、紙製造業及びはん用機械製造業よりも低く、高度な技術等が必要な電機産業として、非常に厳しい状況と受け止めるが、電機産業は他の産業に劣るものではない。さらに、地域別最低賃金とは、過去５年間で 20 円圧縮されており、電機産業の高度な作業や責任に対して、特定最低賃金としての評価が低下していることの表れで、地域別最低賃金に吸収されてしまう場合もあり、処遇の格差や、働く意欲の低下に繋がり兼ねない。

○　電機産業の作業は、精密な組み立て、検査、高度な技術の継続的な研鑽などが不可欠で、そうした仕事に見合う賃金が保障されなければ人材は集まらず、ほんの数十円の違いで若者は、待遇の良い職場を選ぶので、愛媛の電機産業に人材を定着させるためには、差別化が必要である。

○　2024 年の電機連合加盟組合 12 社の状況は、増収増益であったものの、2025 年度の第１四半期の見通しでは、前年比減収減益となっている。2025 年度は、売り上げ・成長傾向を示す企業が複数あるが、米国の関税、為替変動、原材料の高騰、中国市場の低迷などのリスク要因が名指しされており、先行きの不透明感は強い状況にある。また、地協加盟組合

４社の状況を見ると、半導体回復の遅れが顕著になっており、業績にも反映している。

○　今年の春闘の結果は、大手組合では定期昇給に加えて平均 14,000 円から 15,000 円のベースアップがあるが、中堅中小労組でも、追随して大幅な水準改善があり、地協加盟組合の 18 歳未満最低賃金協定額や初任給においても、大幅な引き上げとなっている。

○　以上、他産業との均衡、人材流出の防止、技能に対する正当な評価の観点を踏まえ、地域内加盟組合の 18 歳最低賃金額 1,184 円の 95%にあたる 1,125 円（引上げ額 87 円、引上げ率 8.38%）を提示する。

（２）使用者側の主張（１回目）

○　愛媛県の電機産業の特定最低賃金は四国内の他県と比較して高い傾向にあり、Ｂランクの他県と比較しても、その差額は縮小傾向にはあるが、まだ他県と比べて高い金額となっている。同ランクの都道府県の中でも一部都市部周辺の県を除けば、愛媛県の特定最低賃金は他県と引けを取らない金額になっている。

○　令和６年度の電機産業特定最低賃金の全国加重平均は 994 円であるが、愛媛県の 1,038 円は全国平均を上回っており、令和５年度の差額より拡大している。今年度、愛媛県の最低賃金が 77 円の大幅引き上げとなったが、特定最低賃金はそこまでの引き上げは必要ない。

○　光熱費や原材料費も 2024 年度から高止まりの傾向にあり、円安や燃料価格の高騰が影響しており、2025 年度以降も緩やかに上昇すると予想されている。一方で価格転嫁の状況はあまり進んでおらず、中小企業から大企業への値上げ要請は厳しい状況となっている。

○　愛媛県の最低賃金は 77 円引き上げられ、物価の上昇も昨年から引き続き続いていることから、特定最低賃金の引き上げも必要なことと理解している。各社ががんばって初任給、既存社員の賃金引上げを進めているが、経費、原材料費、人件費と増加する費用について、全ての価格転嫁ができておらず、愛媛県最低賃金並みの引き上げは難しいと考えている。

○　以上の主張を踏まえ、電気機器賃上げ率 5.63%相当の 58 円引き上げた 1,096 円（引上げ率 5.59%）を提示する。

（３）部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促した。

（４）労働者側の主張（２回目）

○　結審に向けて歩み寄るとして、協定を結んでいる４労組の 18 歳最低賃金の昇給率が平均 7.4%なので、現行の特定最低賃金額 1,038 円に 7.4%を乗じた金額 77 円引き上げた 1,115 円（引上げ率 7.42%）を提示する。

（５）使用者側の主張（２回目）

○　結審に向けて歩み寄るとして、現行の電機産業の特定最低賃金から 60 円引き上げた 1,098 円（引上げ率 5.78%）を提示する。

（６）審議結果

依然として労使各側委員の主張に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

３　その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。　以上